

弘前市交流センター管理運営規則の改正予定箇所

○第2条（開館時間等）

「新和地区体育文化交流センター」の次に「第二中学校地区交流センター」を追加

○第3条（休館日）

「北辰学区高杉ふれあいセンター」の次に「第二中学校地区交流センター」を追加

○別表（第9条関係）附属設備等利用料

「弘前市町田地区ふれあいセンター」の次に「第二中学校地区交流センター」を追加